

大和市教育委員会 4 月定例会

日 時 平成 22 年 4 月 22 日

午前 10 時 00 分

場 所 本庁舎 5 階委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 16 号) 大和市社会教育委員の委嘱について

日程第 2 (議案第 17 号) 大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について

日程第 3 (議案第 18 号) 平成 22 年度大和市奨学生の選考について (諮問)

日程第 4 (議案第 19 号) 大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について (諮問)

日程第 5 (議案第 20 号) 「教科書採択についての請願」について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 16 号

大和市社会教育委員の委嘱について

大和市社会教育委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 4 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

議案第 17 号

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について

大和市奨学生選考審査会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 4 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 18 号

平成 22 年度大和市奨学生の選考について（諮問）

平成 22 年度大和市奨学生の選考にかかわる大和市奨学生選考審査会への諮問、
について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 4 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 19 号

大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について（諮問）

大和市スポーツ施設設置条例の一部改正にかかわる大和市スポーツ振興審議会への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 4 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成22年 4月 日

大和市スポーツ振興審議会
会長 廣瀬 秀夫 様

大和市教育委員会

大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について（諮問）

市外登録利用者の利用料金及び体育会館の利用時間区分の変更について、貴審議会の意見を求めます。

大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について

1 市外登録利用者の利用料金について

(1) 背景

- ・大和スポーツセンターは、敷地が県有地であり、その建設の際、県からの条件として、県内にスポーツ施設が少ないことから、大和市民のみならず、広く地域住民が利用できる施設として位置づけてほしい旨の指導を受けていた。
- ・このため、昭和59年4月に県との土地使用貸借契約書等に基づき、申込方法、利用料金等の設定において、市民と市民以外とで、区別をしない運営を行い、その他のスポーツ施設についても、スポーツセンターとの整合性を図りながら、利用料金等の設定を行ってきた。
- ・しかしながら、スポーツセンターの建設から20年以上が経過し、この間、県内には多くのスポーツ施設が建設されていることを踏まえ、市民利用の促進を前提に県と協議を行った結果、平成20年10月に、利用料金等の設定に当たって、市内、市外を区別しても差し支えないことの同意を得ることができた。
- ・これを受けて、施設利用の抽選申し込みに関し、平成21年6月利用分から、市内登録利用者を優先する方法に変更した。
- ・また、本市の都市公園条例では、つきみ野野球場、引地台野球場などの有料公園施設を市外登録利用者が専用利用する場合、利用料金を倍額とする規定があるが、スポーツ施設設置条例にはこの規定がなく、利用料金設定の考え方が異なっているため、統一性を図っていく必要がある。

(2) 改正内容

- ・より一層の市民優先を図るため、市内・市外別の利用料金を設定する。
- ・市外登録利用者が、専用利用する場合については、大和市都市公園条例に合わせ、通常支払うべき額の倍額とする。

(3) 課題

- ・周知期間が短いため、徹底した周知が必要となる。

2 体育会館の利用時間区分の変更について

(1) 背景

- ・体育会館の利用時間は、昭和62年4月の開設以来、現行の3つの利用時間区分で運営を行ってきており、利用者の入れ替えと、用具の点検・準備のためにそれぞれの間に1時間を空けて設定している。
- ・利用者には、利用する時間内で清掃などを実施するよう指導している。
- ・体育会館の利用率は高く、常に抽選となっており、多くの市民ニーズに対応できない状況にある。また、施設利用者から、区分変更の要望などを受けている。

(2) 改正内容

- ・昼と夕方の利用者の入れ替え時における用具確認・準備などに要するとしていた時間（1時間）を廃止し、利用時間区分を変更することで、市民の利用機会を拡大する。

	利用時間区分	
	現行	改正案
1	9:00～12:00 (3時間)	9:00～12:00 (3時間)
2	13:00～17:00 (4時間)	12:00～15:00 (3時間)
3	18:00～21:00 (3時間)	15:00～18:00 (3時間)
4	—	18:00～21:00 (3時間)

(3) 課題

- ・利用時間区分を変更することにより、スポーツ施設予約システムの改修が必要となる。平成23年4月にシステム全体の入れ替えを予定しており、それに併せて利用時間区分を改修する準備を進めていたため、平成22年度中の改修になると現行システムを改修することとなり、別途経費が必要となる。(改修費用約58万円)

3 施行時期

平成22年10月1日

4 今後の日程

平成22年4月～5月 市民意見公募（パブリックコメント）

5月 スポーツ振興審議会諮問

5月 スポーツ振興審議会答申

5月 教育委員会定例会：

スポーツ振興審議会答申、条例改正案審議

6月 市議会：条例改正案上程

10月1日 改正スポーツ施設設置条例の施行

議案第 20 号

「教科書採択についての請願」について

「教科書採択についての請願」について、審議願いたく提案する。

平成 22 年 4 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会

平成22年3月24日

委員長 田村 繁 殿



教科書採択についての請願

大和市の教育を考える会

代表

電話

1. 請願事項

- ① 教科書の採択は、教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育委員会の権限と責任のもとに適切に行っていただきたい。
- ② 教科書の調査研究の観点を、教科書の内容をより重視するように改めるとともに、重要な観点として、「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨がどのように反映されているか」という観点を設けていただきたい。

2. 請願の理由

本年行われる小学校の教科書採択は、教育基本法の改正、学習指導要領の改訂及び新教科書検定基準に則り、新たに編集され検定に合格した教科書から採択する初めての機会となります。

教科書採択に関し、文部科学省は平成21年3月30日付で「教科書の改善について（通知）」（2.0文科初第8075号）を発出しました。

この通知には、「教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること」「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた『教科書改善に当たっての基本的な方向性』を参考にし、各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ、適切な採択がなされること」などが示されています。

こうした状況を受けて、昨年10月に神奈川県教育委員会に対し「教科用図書調査研究の観点について（請願）」（請願第11号）が提出され、本年1月の定例会において全会一致で採択されました。

これにより神奈川県教育委員会は文部科学省通知の趣旨を踏まえ、調査研究の観点を見直すことを決定しました。

従来の教科用図書調査研究の観点は、教科・種目に共通の観点だけでも21項目にも上り、比較的重要なものからそれ程でもないものまで、総花的に並べられています。

これでは焦点が拡散し、教科書選定に当たっての重点が不明確になり、教科書の評価が困難になりがちでしたが、今回の見直しにより、調査研究資料が採択権者にとってより参考になるものと期待されます。

つきましては、貴教育委員会におかれましても、神奈川県教育委員会の決定を踏まえ、教科書の調査研究の観点を見直すとともに、教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な採択が行われるように請願いたします。

以上